

## 旧中山五月台小学校等の跡地利活用に係る 第2回サウンディング型市場調査実施要領

### 1. 本調査の目的

本市は、旧中山五月台小学校等跡地利活用方針(以下、「跡地利活用方針」という)を策定し、旧中山五月台小学校等の跡地を持続可能なまちづくりに寄与するものとするために検討を進めております。

つきましては、将来の事業者公募を想定し、以下を目的として調査を行います。

- (1) 跡地利活用方針を示した上で、対象施設の市場性(民間事業者の参入意向)を確認すること。
- (2) 跡地利活用の提案内容を把握し、事業性や公益性(地域全体にとってプラスとなるか)、周辺環境への影響について確認・意見交換すること。
- (3) 跡地利活用方針に対する民間事業者等の方々からのご意見・ご提案を収集し、跡地利活用の実現性を高めること。

### 2. 調査対象施設

所在地:宝塚市中山五月台 7 丁目 4-1(住居表示)

施設名称:

- ① 旧中山五月台小学校(旧地域児童育成会(中山五月台小)含む)
- ② 旧中山五月台幼稚園

※ 対象施設の詳細については、跡地利活用方針を参照してください。

### 3. 調査内容の概要

跡地利活用方針をご一読されていることを前提として、調査を行います。

跡地利活用方針は以下のホームページで確認することができます。

[https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/1060687/1060727/1060249/  
1060296.html](https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/1060687/1060727/1060249/1060296.html)

#### 【調査内容】

- (1) 対象施設の市場性(民間事業者等の参入意向)について
- (2) 対象施設の跡地で実施可能な事業内容について
  - 想定する事業内容
  - 公益性(地域全体にとってプラスとなるか)
  - 事業実施に伴う周辺環境への影響
  - 市の財政負担低減のための取組・工夫
- (3) 跡地利活用方針に対するご意見・ご提案

#### 4. 参加条件

本調査の参加者は、本調査の背景・目的・内容を理解し、対象施設の跡地にて事業を行う意思のある法人又は法人のグループとします。ただし、以下の(1)～(4)のいずれかに該当する場合を除きます。

なお、本調査への参加は、今後の事業者公募への参加を義務付けるものではありません。

- (1) 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生、再生手続き中の者
- (4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号)第2条第3号に該当する者

#### 5. 調査の手続きと流れ

##### ① 参加の申込

本調査への参加を希望する場合は、期限までにお申し込みください。

提出期限：令和8年(2026年)2月20日(金曜日)正午

提出先：E-mail m-takarazuka0281@city.takarazuka.lg.jp

提出書類：様式1 参加申込書

##### ② 質疑応答

質問がある場合は、先に参加申込を済ませてから、質問書をお送りください。

参加の申込がない場合は無効とします。

提出期限：令和8年(2026年)3月13日(金曜日)正午

提出先：E-mail m-takarazuka0281@city.takarazuka.lg.jp

提出書類：様式3 質問書

※ 検討にあたって必要な資料等がありましたら、質問書にて要望してください。

※ 質問書は提出期限内でしたら複数回送付可能です。

※ 回答が用意できたものから、令和8年(2026年)3月19日(木曜日)までに隨時、質問者に個別に回答します。

##### ③ 現地見学

現地見学を希望される場合は、「7.問い合わせ先」にご連絡ください。

※ 個別に日程を調整します。

##### ④ 調査シートの提出

提出期限：令和8年(2026年)3月31日(火曜日)正午

提出先：E-mail m-takarazuka0281@city.takarazuka.lg.jp

提出書類：様式2 調査シート

<b>⑤ 個別対話</b>
期間：令和8年(2026年)4月～5月 ※ 個別に日程を調整します。
<b>⑥ サウンディング型市場調査結果概要の公表</b>
調査結果について、概要を市HPで公表します。 なお、事業者名は公表しません。

## 6. 留意事項

### (1) 参加及び調査内容の取扱い

- ア 本調査の参加実績は、事業者公募時における評価の対象となりません。
- イ 本調査参加への対価、結果に対する報酬等はありません。
- ウ 本調査に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- エ 提供いただいた資料等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。また、調査結果は、本調査以外の目的に使用せず、サウンディング結果の公表、事業化の検討以外の目的で、提出書類を使用することはありません。

### (2) 追加問い合わせへの協力

本調査終了後も、必要に応じて問い合わせさせていただく場合がありますので、ご協力ををお願いします。

## 7. 問い合せ先

宝塚市役所 都市整備部 施設マネジメント課(担当:村田・金田)

〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

TEL:0797-77-2233(直通)

Eメール:[m-takarazuka0281@city.takarazuka.lg.jp](mailto:m-takarazuka0281@city.takarazuka.lg.jp)